

SendSuite®トラッキング・オンライン・サブスクリプション規約

重要：本サービスを使用する前にこの規約を読み、同意してください。ピツニーボウズジャパン株式会社（以下「**ピツニーボウズ**」といいます。）は、お客様（以下「**クライアント**」といいます。）に対し、本規約に基づいて「SendSuite トラッキング・オンライン」のサブスクリプションを提供します。本規約は、クライアントから提出される注文書および申込書、ならびにクライアントがピツニーボウズウェブサイトから送信する注文フォームおよび申込フォーム（以下あわせて「**注文書等**」といいます。）の内容と一体となって、本サービスの利用契約（以下「**本契約**」といいます。）を構成します。クライアントは、注文書等を発行することにより、本契約の条件を確認し、本契約に同意したものとみなされます。本契約の条件は、クライアントとピツニーボウズが同一の本サービスについて別途締結する契約で変更されない限り適用されます。

1. 定義

本契約において、以下の各用語の定義はそれぞれ以下のとおりとします。

「**アロットメント**」とは、特定の有効期間中に使用するためにクライアントが購入したトランザクション数、ユーザー数又はサイト数を意味します。

「**サービス提供時間**」とは、本規約第 9 条に定める計画ダウンタイムを除く1日24時間、1週間7日間とします。

「**クライアント・データ**」とは、本サービスの提供のためにユーザーが本サービスに送信するか又はクライアントがピツニーボウズに提供する、連絡先リスト（電話番号、電子メール・アドレス、住所等の個人識別可能情報を含みます。）、小包の追跡データ及びレポートなどのデータその他のマテリアルを意味します。

「**付属文書**」とは、本サービス内の「ヘルプ」ファイルで提供される本サービスの最新の技術文書及びユーザー文書を意味します。

「**注文書**」とは、クライアントが本サービスにアクセスするライセンスを取得する際に使用する文書を意味します。

「**受取場所**」とは、郵便物又は小包を受取る場所を意味します。

「**受取人**」とは、クライアントの従業員又は契約者を意味します。

「**本サービス**」とは、ピツニーボウズがホスティング型オンデマンド・アプリケーションとして提供する SendSuite トラッキング・オンライン・サブスクリプション・サービスを意味します。

「**トランザクション**」とは、完了した及び／又は記録された小包の受取り及び／又は配達記録を意味します。

「**有効期間**」とは、以下第 3 条に定める本契約又は注文書（該当する方）の有効期間を意味します。

「**ユーザー**」とは、本契約に従い本サービスを使用することをクライアントに許可された個人を意味します。

2. 権利の許諾

ピツニーボウズは、クライアントに対し、本契約に従いクライアントの内部業務のために本サービスにアクセスし本サービスを使用する非独占的かつ譲渡不可のライセンスを許諾します。ピツニーボウズは、本契約で明示的に許諾されていない本サービスに対する権利の全てを留保します。

3. 期間及び契約の終了

a) 本契約は、クライアントが本規約に同意の上でピツニーボウズ所定の方法で申込みを行い、ピツニーボウズがこれを承諾した時に成立し、最初の有効期間として注文書等に記載される期間（以下「**最初の有効期間**」といいます。）有効とします。その後、本契約は、本契約に基づき一方の当事者が別途解除しない限り、全ての注文書が失効するか又は解除されるまで有効とします。

b) 本契約は、注文書等に記載された日に効力を生じるものとし、当該注文書で指定された最初の有効期間中有効とします。最

初の有効期間が満了した場合、各注文書は自動的に更新されるものとします（以下それぞれを「更新期間」といいます。）。ただし、いずれかの当事者が最新の更新期間終了の 30 日前までに更新しない旨相手方当事者に通知した場合を除きます（以下、最初の有効期間と更新期間を「有効期間」といいます。）。

c) いずれの当事者も、相手方当事者が本契約又は適用される注文書について重大な違反を犯した場合は、書面で通知し、相手方当事者が当該通知を受領してから 15 日間又は両当事者が合意した付加期間内に当該違反を是正しないときは、本契約又は注文書を解除することができます。

d) いかなる理由であれ本契約が終了した又は注文書が終了した場合、クライアントは直ちに本サービスの使用を中止するものとし、ピツニーボウズ及びクライアントは速やかに相手方当事者の秘密情報を全て返却し、又は相手方当事者の指示に従い削除するものとします。本契約又は注文書が理由の如何を問わず終了した場合であっても、クライアントのピツニーボウズに対する支払義務に影響を与えません。

e) 第 4 条（料金・支払条件）、第 6 条（プライバシー・ステートメント）、第 7 条（財産権及び提案）、第 8 条（非侵害及び免責）、第 11 条（保証及び責任除外）、第 12 条（責任の制限）、第 16 条（準拠法）及び第 17 条（監査権）は、本契約の終了後も無期限に、又は該当条項で定める範囲で存続するものとします。

4. 料金・支払条件

a) クライアントは、[注文書等に記載される支払先/ピツニーボウズ又はピツニーボウズから権限を与えられた指定人若しくは代理人] に対し、最初の有効期間又は各更新期間について、各注文書等に定める料金を、各注文書等に記載された方法により、当該注文書等に記載されたアロットメントの対価として支払うものとします。ピツニーボウズは、月間超過料金を請求する権利を留保します。クライアントは、期日までに支払われない料金について、1 月当たり 1.5% 又は法律で認められる最高額のいずれか低いほうの延滞料金を支払うものとします。注文書で別段の指定がない限り、全ての料金は日本円で記載し日本円で支払うものとします。クライアントが期日までに請求書の支払を行わない場合、ピツニーボウズは 5 日前までに書面でクライアントに通知した上で本サービスの提供を一時停止することができます。注文書に別段の記載がない限り、ピツニーボウズは 30 日前までにクライアントに通知することにより、年間利用料その他の利用料を変更することができます。料金の引上げは、その後の更新期間が開始するまでは効力を生じないものとします。

b) 料金は税抜きです。クライアントは、本契約に基づいて提供される本サービスについて本契約若しくは注文書に課税される、又はこれらに関して課税される全ての消費税その他の税金を支払うものとします。本契約又は注文書に関して消費税その他の税金（ピツニーボウズの純利益にかかる税金を除きます。）が課税される又はこれらを徴収することが求められる場合、ピツニーボウズは注文書に関連して発行する請求書に当該税金の内訳を記載するものとします。

c) 最初の有効期間について購入したアロットメントは、注文書の最初の有効期間中いつでも使用することができますが、未使用のトランザクションをその後の更新期間に持ち越すことはできません。任意の更新期間について購入したアロットメントは、当該更新期間中いつでも使用することができますが、未使用のトランザクションをその後の更新期間に持ち越すことはできません。

d) ピツニーボウズは、クライアントによる有料サービスの利用開始前に限り、クライアントの申込みにより、無料トライアルのサブスクリプションをクライアントに提供します。無料トライアルの期間は、無料トライアル登録のウェブページに記載された期間満了日またはクライアントの注文もしくは申込みに基づく有料サービスの開始日のいずれか早く到来する日までとします。無料トライアル期間中に、クライアントが本サービスに入力する全てのデータ、およびクライアントが実施し、またはクライアントのために実施される本サービスの全てのカスタマイゼーションは、クライアントが、トライアル期間終了前に、当該トライアルの対象と同等またはアップグレードされた有料サービスのサブスクリプションを購入しない限り、無料トライアル期間終了後に回復不能な方法により消去されます。無料トライアルに関するその他の条件が無料トライアル登録のウェブページに記載されている場合には、当該条件が適用されます。

5. クライアントの責任

a) 注文書に別段の記載がない限り、クライアントは本サービスをクライアントの内部業務のためにのみ使用するものとし、第三者に代

わり若しくは第三者のために本サービスを使用し又は本サービスを第三者に提供したりしてはならないものとします。本サービスに送信されるクライアント・データは全て、付属文書に従ったピツニーボウズの送信フォーマット又は両当事者が合意したその他のフォーマットで送信しなければなりません。クライアントは、本サービスを使用する前に本サービスのセットアップ及び環境設定を行う必要があります。

b) クライアントは、本サービスの使用について規定する適用される法令（データ保護若しくはプライバシーに関する法律又は荷姿や輸入/輸出要件に適用される法律を含みますが、これらに限定されません。）を遵守するものとします。クライアントは、本サービスに送信される全てのクライアント・データの内容について単独で責任を負うものとし、当該クライアント・データの使用、開示及び送信に関する全ての法律、規則及び規制を遵守するものとします。

c) 制限 クライアントは、(i)違法行為を促進し、若しくは実行するため、(ii)権利を侵害する、わいせつ、脅迫的又は違法若しくは不法なマテリアルを送信若しくは保存するため、又は(iii)本サービス、ネットワーク・サービス若しくはネットワーク機器の他のユーザーを妨害するために本サービスを使用することは認められません。妨害には、Dos 攻撃を試みること、一方的な広告又はチェーン・レターを配信すること、コンピューターワームやウイルスを広めること、及びネットワーク又は本サービス経由でアクセスすることのできる別のデバイスに不正侵入するために本サービスを使用することを含みますが、これらに限定されません。また、クライアントは、本サービスのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないものとします。上記のいずれかが発生した場合は、重大な契約違反とみなすものとし、ピツニーボウズはクライアントに通知した上で直ちに本契約を解除することができます。

d) クライアントは、クライアントが本サービスの利用を進めるために必要又は適切な認証、ライセンスその他の許可の一切を取得しており、かつこれらを今後も保有することを表明し保証します。

6. プライバシー・ステートメント

ピツニーボウズは、以下に掲載されているピツニーボウズのホスティング・サービスの使用に適用されるプライバシー・ステートメントに従い、クライアント・データを秘密に扱うものとします。 <https://www.pitneybowes.com/jp/privacy.html>

7. 財産権及び提案

クライアントは、全てのクライアント・データに関する全ての権利、所有権及び権益を留保します。クライアントは、ピツニーボウズに対し、クライアントが提供した本サービスの運営に関する提案、機能向上の要求、推奨その他のフィードバックを使用し又は本サービスに組み込む、全世界対象のロイヤルティ不要、取消不可かつ永続的なライセンスを許諾します。ピツニーボウズは、本サービスの使用に関する、クライアント又はユーザーを特定しない匿名データ又は集計データを無制限に使用する権利を留保します。

8. 非侵害及び免責

a) ピツニーボウズは、ピツニーボウズが提供したものではないデータ、ハードウェア若しくはソフトウェアと共に本サービスを使用したこと、又はクライアントが本契約及び付属文書で認められた範囲以外で本サービスを使用したことに起因する請求については、クライアントを免責せず、また責任を負いません。

b) クライアントは、以下のいずれかに起因する請求について、ピツニーボウズを免責、防御し、かつピツニーボウズに損害を与えないものとします。(i)クライアントが本契約で認められていない態様で本サービスを使用したこと。(ii) クライアントがピツニーボウズに提供したクライアント・データその他のデータ、ファイルその他のマテリアルが特許、著作権若しくは商標を侵害している又は営業秘密を不正利用している旨の請求。(iii)個人情報保護又は本サービスの使用若しくは本サービスへのアクセスに関する法律、規則又は規制に違反したこと。(iv)重過失又は故意の不正行為。クライアントは、防御を管理し、自己の費用でこの免責が関係するいかなる請求又は訴訟も防御するものとします。ピツニーボウズは、当該請求があった場合は速やかにクライアントに通知するものとし、かつ、当該請求を防御するためクライアントの要請に応じクライアントの費用で合理的な範囲においてクライアントに協力するものとします。ピツニーボウズは、自ら弁護士を選任し自らの費用負担で請求の防御及び和解に参加することができます。クライアントは、ピツニーボウズの事前の書面による承諾なくして和解に同意しないものとします。

9. ピツニーボウズの責任及びサポート

- a) ピツニーボウズは、本条に従いサービス提供時間中に本サービスが利用できるように最善を尽くすものとします。
- b) 本サービスは、ピツニーボウズが定期的な保守サポート業務を実施するために一定期間アクセス不能になり、又は動作不能になることがあります（以下「**計画ダウンタイム**」といいます。）。計画ダウンタイムは、夜間や週末など通常の営業時間外に設定されるものとします。ピツニーボウズは、計画ダウンタイムに関連した本サービスの停止、アクセス不能及び／若しくは動作不能又はその他の本サービスの停止を最小限に抑えるため合理的な範囲で努力するものとします。ピツニーボウズは、計画ダウンタイムによってクライアントが被った損害について、責任を負わないものとします。

10. アフターサービス

統合、カスタマイズ・トレーニングなどのコンサルティング・サービスその他のプロフェッショナル・サービスは、両当事者が別途合意するサービス契約の条件に従いピツニーボウズが提供するものとします。

11. 保証及び責任除外

- a) ピツニーボウズは、ピツニーボウズが処理したクライアント・データの運用性又は正確性を保証しません。
- b) ピツニーボウズは、本サービスがエラーなしで動作すること、又はピツニーボウズが全てのエラーを修正することを保証しません。本サービスは、本契約に規定する明示的な保証を除き現状有姿で提供され、ピツニーボウズ及びピツニーボウズの第三者サプライヤーは、本サービスの使用に関するその他の明示・黙示を問わず、いかなる保証（商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、取引過程上、履行過程上又は商業使用の保証を含みますが、これらに限定されません。）も行いません。
- c) ピツニーボウズは、(i)クライアント・データの喪失又は(ii)本サービスの中断若しくは使用不能に関連若しくは起因する損失若しくは損害について責任を負わないものとします。
- d) 本サービスには、(i)規制当局の要求事項に従うため、(ii)注文書の有効期間を超えて本サービスが使用されないようにするため、及び／又は(iii)注文書に規定されたアロットメントを超えて本サービスが使用されないようにするために無効化装置又は有効化を要求する装置が含まれていることがあります。

12. 責任の制限

- a) **責任除外** いずれの当事者もピツニーボウズの第三者サプライヤーも、懲罰的、特別、結果的、付随的又は間接的な損害（逸失利益若しくは逸失収入、取引中断又はデータの喪失を含みますが、これらに限定されません。）の賠償について、（不法行為（過失を含みます。）、契約、法令その他のいずれによるものかを問わず）責任を負わないものとします。当該第三者が当該損失又は損害の可能性について知らされていた場合であっても同様とします。
- b) **責任の最高額** いかなる場合であっても、本契約及び／又は注文書及び／又は本サービスに関する一切の請求についてピツニーボウズ及びピツニーボウズの第三者サプライヤーが負う（不法行為（過失を含みます。）、契約、法令その他のいずれによるものかを問わない）責任の最高額は、該当する注文書に基づきピツニーボウズに支払われた料金を超えないものとします。
- c) **適用除外** 第 12(a)条に定める上記の責任除外及び第 12(b)条に定める責任の最高額は、第 8 (b)条に定めるクライアントの補償義務には適用されません。

13. 不可抗力

いずれの当事者も、自己の合理的な支配を超えた原因による履行遅滞又は不履行について責任を負いません。ただし、クライアントの支払義務を除きます。

14. 譲渡

クライアントは、ピツニーボウズの事前の書面による承諾なくして本契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならないものとします。

15. 広報

いずれの当事者も、相手方当事者の書面による承諾及び事前承認がなければ相手方当事者の名称をプレス・リリースその他のマーケティング資料で使用してはならないものとします。疑義を避けるために付言すると、ピツニーボウズは顧客リストにクライアントの名称を記載することができます。

16. 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈するものとします。本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

17. 監査権

ピツニーボウズは、クライアントが本契約の条件を遵守しているか確認するため、5 営業日前までにクライアントに通知することにより、12 か月に 1 回、ピツニーボウズの単独の費用負担で通常の営業時間中にクライアントの記録を監査する権利を有するものとします。クライアントは、当該監査中にピツニーボウズに対してあらゆる合理的な補助を提供するものとします。

18. 一般条項

a) いずれかの当事者が本契約又は注文書の違反について権利を放棄した又は法的措置を講じないとしても、またいずれかの当事者が本契約又は注文書の規定通りの履行を主張しないとしても、同一の規定又はその他の規定の従前、同時又はその後の違反に対する権利の放棄にはあたらないものとし、権利の放棄は書面によらなければ効力を生じないものとします。

b) 本契約の違反を主張する通知は、書面で行うものとし、かつ注文書に記載されたクライアントの住所及びピツニーボウズ（東京都品川区北品川 4 丁目 7 番 35 号御殿山トラストタワー12 階 代表取締役宛）に翌日配達宅配便で送付するか又は直接手渡しで交付し、Pitney Bowes Australia Pty Ltd.（Level 1, 68 Waterloo Road, Macquarie Park, NSW 2113, Australia 名宛人：Legal Department）に写しを送付するものとします。

c) 本契約又は注文書のいずれかの規定又はその一部が管轄裁判所により無効、違法又は執行不能とされた場合、当該規定は分離され、本契約又は注文書の残りの規定は有効に存続するものとします。

d) 各当事者は、独立した契約者として行動するものとし、各当事者の従業員は相手方当事者の従業員とみなされないものとします。本契約はいかなる代理、パートナーシップ、合併事業その他の共同関係も創設するものではありません。いずれの当事者も、相手方当事者を拘束する約束をすることができず、またいずれの当事者も自己が相手方当事者のために又は相手方当事者を代表して行動するものと表明することができません。

19. 完全合意

本契約（各注文書を含みます。）並びにこれの補遺、別紙、別表及び付属書の全ては、本件に関する両当事者間の完全な合意であり、本契約に別段の定めがない限り、本契約の両当事者が署名した書面によらなければ修正又は変更することができず、クライアントによる本サービスの使用に係る全ての提案、注文書、了解事項、表明、従前の合意又は連絡に優先します。本契約は、クライアントが発行する注文書その他の同様の文書に記載された印刷済の条件にも優先し、当該条件は一切効力を有しないものとします。クライアントは、本契約に明記されていない表明又は約束により本契約を締結するよう誘導されていないものとします。